

甲州市と文京区との相互協力に関する協定

明治の文人樋口一葉ゆかりの甲州市と文京区は、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲州市及び文京区が各種施策及び事業について相互に協力し、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の目的を達成するため、相互に協力する事業は、次のとおりとする。

- (1) 甲州市と文京区の住民の交流に関すること。
- (2) 文化及びスポーツを通じた交流に関すること。
- (3) 観光及び産業の振興に関すること。
- (4) 災害時における相互の応援に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するため甲州市及び文京区が必要であると認められた事業

(連絡調整)

第3条 双方は、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、本協定による相互協力の円滑な推進を図るものとする。

(その他)

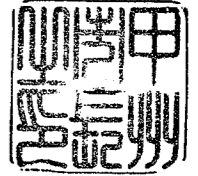
第4条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた事項及び本協定の実施に関し必要の事項については、双方の協議により定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月28日

山梨県甲州市塩山上於曾1085番地1
甲州市
代表者 甲州市長

田中 美



東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者 文京区長

成澤 廣修

